

出雲市いちじくの里の民間譲渡に係る公募の実施について

出雲市いちじくの里は、令和元年10月に指定管理者の取消を行って以降、直営で管理をしていました。今後、民間譲渡（又は有償による貸付）を前提として幅広く活用方法を募集することとし、提案事業者の公募の手続きを進めてまいります。

1 公募条件等

(1) 方法

公募型プロポーザル方式

(2) 譲渡価格等

譲渡提案の場合

土地価格（鑑定価格）を最低予定価格とし、応募者に価格の提示を求める。

※現在、土地の登記手続き中であり、譲渡面積は登記完了後に確定する。

建物価格は応募者の提案価格とする。（無償を含む）

貸付提案の場合

固定資産評価額を元に算出した額を賃料の最低とし、応募者に価格の提示を求める。

(3) 応募資格

① 本店又は支店の所在地が市内にある法人等

② 建物、ハウス、及び土地を利活用し、地域の活性化に資する提案を持ち、かつ提案を確実に実行できる資金計画を持った法人等

(4) 事業の継続

提案した事業を最低10年間は継続すること。ただし事前に市の承認を得た場合、変更も可とする。

(5) 資産の譲渡

譲渡後10年間は市の承認を得ずに第三者へ譲渡することを禁止する。

2 募集等スケジュール（予定）

○募集期間 令和3年5月上旬～（公募期間1か月間）

○選定委員会 令和3年7月

○譲渡時期 令和4年4月1日

